○総務省令第二十八号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、別表第二及び別表第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～56　略］ 57‖　法別表第一の四十四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　国税通則法第七十四条の十三の四第一項の管理の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二　国税通則法第七十四条の十三の四第二項の提供の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 58‖～178‖　［略］ （法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［略］ ［2～38　略］ 39　法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］ 七　高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項の高齢者保健事業又は同条第五項の事業の実施の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［八　略］ ［40～56　略］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［略］ ［2～37　略］ 38　法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］ 七　高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項の高齢者保健事業又は同条第五項の事業の実施の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［八　略］ ［39～55　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～56　同上］ ［新設］ 57‖～177‖　［同上］ （法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［同上］ ［2～38　同上］ 39　［同上］ ［一～六　同上］ 七　高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項の保健事業の実施の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［八　同上］ ［40～56　同上］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［同上］ ［2～37　同上］ 38　［同上］ ［一～六　同上］ 七　高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項の保健事業の実施の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［八　同上］ ［39～55　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。